

足利市市民薬局条例

(目的)

第1条 この条例は、休日等及び夜間を含めた院外処方（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険薬剤師が、保険薬局に処方せんを持参した者に対し薬剤の支給を行うことをいう。）並びに一般用医薬品の供給等に安定して対応できる足利市市民薬局（以下「市民薬局」という。）を設置するとともに、市民薬局を市民の利用に供することにより、もって市民の健康増進及び利便性の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険薬局 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。
- (2) 一般用医薬品 薬事法（昭和35年法律第145号）第25条第1号に規定する一般用医薬品をいう。
- (3) 処方せん 健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所において、健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師が交付した処方せんをいう。
- (4) 休日等 日曜日、土曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び12月31日から翌年の1月3日までの日をいう。
- (5) 夜間 午後7時から午後11時までの時間をいう。
- (6) 市が設置した施設等 第4条各号に掲げる事業を行うために市が設置する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。）、駐車場、樹木等をいう。
- (7) 市民薬局の区画 保険薬局を開設させるために前号に規定する建築物に設ける区画をいう。

(8) 附帯設備 市民薬局の区画の内装（建築基準法第35条の2及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第1項第1号に規定する室内に面する部分をいう。）及び建築設備（同法第2条第3号に掲げる建築設備をいう。）その他保険薬局を開設するために必要な設備であつて、第4条に規定する使用者又は第8条第1項に規定する使用予定者が設置するものをいう。

（位置等）

第3条 市民薬局の位置は、足利市五十部町284番地13とする。

2 市民薬局の区画は、4区画とする。

（事業）

第4条 市民薬局は、次に掲げる事業を行うものとし、当該事業を使用者（第10条第1項の使用許可を受けた者をいい、第22条第1項の更新許可を受けた者及び第23条第1項の承認を得た者を含む。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 処方せんに基づく薬剤の支給

(2) 一般用医薬品及び保険薬局の関連物品の供給

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

（開局時間）

第5条 市民薬局の開局時間は、次のとおりとする。ただし、前条各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施及び市民薬局の管理上支障がないと認めるときは、これを変更することができる。

区分	開局時間
月曜日から金曜日まで	午前9時から午後11時まで
休日等	午前10時から午後11時まで

（休局日等）

第6条 市民薬局は、無休とする。この場合において、休日等及び夜間において

は、市民薬局の区画に係るそれぞれの使用者の輪番による開局とする。

- 2 前項の輪番に関し必要な事項は、使用者間の協議により決定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業の実施及び市民薬局の管理上支障がないと認めるときは、市民薬局を休局することができる。

(使用予定者の選定等)

第7条 市長は、規則で定めるところにより、市民薬局の区画の使用予定者を公募により選定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第11条第2号から第4号までに掲げる条件を具備する者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て使用予定者の地位を承継することができる。

- (1) 相続があったとき。
- (2) 法人の合併があったとき。
- (3) その他前2号に準ずるものとして市長が認めたとき。

(附帯設備の設置)

第8条 使用予定者（前条第1項の規定により選定された者をいい、同条第2項の承認を得た者を含む。以下同じ。）は、第10条第1項の使用許可を受ける前に使用しようとする市民薬局の区画に附帯設備を設置しなければならない。

- 2 使用予定者は、前項の規定により当該市民薬局の区画に附帯設備を設置しようとするときは、当該附帯設備の設置について、あらかじめ市長の設置許可を受けなければならない。
- 3 使用予定者は、前項の設置許可（以下「設置許可」という。）を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書に規則で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、事業の実施又は市民薬局の管理上必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

(設置許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可の内容を変更し、又は設置許可を取り消し、若しくは附帯設備の設置の中止を命ずることができる。

- (1) 第11条第2号から第4号までの規定に該当しなくなったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により設置許可を受けたとき。
- (4) 市が設置した施設等を故意にき損したとき。
- (5) 天災地変その他の避けることのできない理由又は公益上の理由により必要があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業の実施又は市民薬局の管理上特に必要があると認めるとき。

2 市長は、その責めに帰さない理由により、前項の規定による処分をした場合において、使用予定者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用許可)

第10条 第8条の規定により附帯設備を設置した使用予定者が当該市民薬局の区画を使用しようとするときは、あらかじめ市長の使用許可を受けなければならない。

2 市長は、次条に規定する使用者の資格を有する使用予定者に対し、前項の使用許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、同一の者に対し2区画以上の使用許可をしてはならない。

3 使用許可の期間は、6年を超えない範囲内において、市民薬局の区画ごとに市長が定める。

4 第1項に規定する使用予定者は、使用許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者に対し、規則で定めるところにより、第22条第1項ただし書の規定により、同項の更新許可の回数が制限されていることについて、説明を行うものとする。

6 第8条第4項の規定は、使用許可について準用する。この場合において、同項中「設置許可」とあるのは「使用許可」と読み替えるものとする。

(使用者の資格)

第11条 使用者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 薬事法第4条第1項の許可及び健康保険法第63条第3項第1号の指定を受けている者であること。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の内容を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは当該市民薬局の区画の使用の中止を命ずることができる。

(1) 前条に規定する使用者の資格を失ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(5) 次条第2項に規定する区画使用料を3か月以上滞納したとき。

(6) 市が設置した施設等を故意にき損したとき。

(7) 天災地変その他の避けることのできない理由又は公益上の理由により必要があると認めるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、事業の実施又は市民薬局の管理上特に必要があると認めるとき。

2 市長は、その責めに帰さない理由により、前項の規定による処分をした場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(区画使用料)

第13条 公募(第7条第1項の公募をいう。次項において同じ。)の際に基準となる市民薬局の区画に係る1区画当たりの月額最低使用料は、500,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

2 市民薬局の区画ごとの使用料(以下「区画使用料」という。)の額は、月額とし、市民薬局の区画に係るそれぞれの使用予定者(第7条第2項の承認を得た者を除く。)が公募の際に提示した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、月の途中において、使用許可、第22条第1項の更新許可若しくは第23条第1項の承認により当該市民薬局の区画の使用を認められ、又は第25条第1項に規定する事由に該当し、当該市民薬局の区画の使用を終了したことにより、その月の使用期間が1月に満たない場合の区画使用料は、日割計算により算出した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(区画使用料の納付)

第14条 市長は、使用可能日(使用許可、第22条第1項の更新許可又は第23条第1項の承認により当該市民薬局の区画の使用を認められた日をいう。)から使用終了日(第25条第1項に規定する事由に該当し、当該市民薬

局の区画の使用を終了した日をいう。)までの間、使用者から区画使用料を徴収する。

- 2 使用者は、指定された期限までに、納付すべき区画使用料を納付しなければならない。

(区画使用料の還付)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、既に納付された区画使用料を還付することができる。

(保証金)

第16条 市長は、使用許可を受けた者又は第23条第1項の承認を得た者から保証金を徴収する。

- 2 前項の保証金(以下「保証金」という。)の額は、区画使用料(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の6か月分に相当する額とする。

- 3 第1項に規定する者は、指定された期限までに、保証金を納付しなければならない。

- 4 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときに、前3項の規定により保証金を納付した者にこれを無利子で還付する。ただし、未納の区画使用料その他使用者が負担すべき修繕等に要する費用があるときは、保証金のうちからこれらを控除した額を還付する。

(1) 第25条第1項に規定する事由に該当し、当該市民薬局の区画の使用を終了したとき。

(2) 第23条第1項の承認を得たとき。

(維持管理費の負担)

第17条 市が設置した施設等の維持保全に要する費用については、市の負担とする。ただし、使用予定者又は使用者の責めに帰すべき理由により、修繕等の必要が生じたときは、この限りでない。

第18条 次に掲げる費用は、使用予定者又は使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の料金並びに下水道使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理費用
- (3) 附帯設備に係る公租公課
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用予定者又は使用者の責任において負担すべき費用

(譲渡等の禁止)

第19条 使用予定者及び使用者は、附帯設備の設置又は当該市民薬局の区画の使用に係る権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止)

第20条 市民薬局においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市民薬局を事業以外の用途に使用すること。
- (2) 市長の許可を受けずに、市が設置した施設等の原状を変更し、これらに工作物を設置し、又はこれらを使用して営業すること。
- (3) その他市長が事業の実施又は市民薬局の管理上適当でないと認めた行為

(附帯設備の変更)

第21条 使用予定者又は使用者は、設置許可を受けた附帯設備について変更を加えようとするとき又は新たに附帯設備を設置しようとするときは、当該変更を加えようとし、又は新たに設置しようとする附帯設備についてあらかじめ市長の変更許可を受けなければならない。

2 第8条第3項及び第4項の規定は、前項の変更許可について準用する。この場合において、同条第3項中「使用予定者」とあるのは「使用予定者又は使用者」と、「前項の設置許可（以下「設置許可」という。）」とあるのは「第21条第1項の変更許可」と、同条第4項中「設置許可」とあるのは「第21条第1項の変更許可」と読み替えるものとする。

(更新許可等)

第22条 当該保険薬局を適正に運営し、かつ、第11条に規定する使用者の資

格を有する使用者が、次項に規定する期間の満了後、当該市民薬局の区画の使用を継続しようとするときは、あらかじめ市長の更新許可を受けなければならない。ただし、更新許可は、2回を超えて受けることができない。

2 前項に規定する使用者は、同項の更新許可（以下「更新許可」という。）を受けようとするときは、使用許可期間又は更新許可期間（当該使用許可又は更新許可について、次条第1項の承認を得た場合にあっては、当該承認に係る期間）の満了日の6か月前までに、規則で定めるところにより、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第8条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第12条の規定は、更新許可について準用する。この場合において、第8条第4項中「設置許可」とあるのは「更新許可」と、第10条第3項中「使用許可」とあるのは「更新許可」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第2項」と、「第22条第1項ただし書」とあるのは「同条第1項ただし書」と、第12条第1項中「使用許可」とあるのは「更新許可」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第22条第3項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

（使用者の地位の承継等）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、市長の承認を得て使用者の地位を承継することができる。

(1) 相続があったとき。

(2) 法人の合併があったとき。

(3) その他前2号に準ずるものとして市長が認めたとき。

2 市長は、前項の承認を得ようとする者（次項において「承継希望者」という。）が第11条に規定する使用者の資格を有し、かつ、市民薬局の区画を2区画以上使用することとならないときは、前項の承認（以下「地位の承継の承認」という。）をするものとする。

3 承継希望者は、地位の承継の承認を得ようとするときは、規則で定めるところ

ろにより、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 第8条第4項、第10条第5項及び第12条の規定は、地位の承継の承認について準用する。この場合において、第8条第4項中「設置許可」とあるのは「地位の承継の承認」と、第10条第5項中「前項」とあるのは「第23条第3項」と、第12条第1項中「使用許可」とあるのは「地位の承継の承認」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条第4項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(使用の終了届等)

第24条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、第1号又は第2号に掲げる事由にあつては第22条第2項に規定する期間の満了日、第3号に掲げる事由にあつては当該市民薬局の区画の使用の終了予定日の6か月前までに市長に届け出なければならない。

- (1) 更新許可を受けないとき。
- (2) 第22条第1項ただし書の規定により更新許可を受けることができないとき。
- (3) 使用許可期間、更新許可期間又は地位の承継の承認期間の途中で当該市民薬局の区画の使用を終了しようとするとき。

2 市長は、第22条第1項ただし書の規定により、更新許可を受けることができない使用者に対し、規則で定めるところにより、2回目の更新許可期間（当該更新許可期間について、地位の承継の承認をしたときは、当該地位の承継の承認をした期間）の満了日の1年前から6か月前までに、当該満了日を通知するものとする。ただし、当該期間内に当該満了日を通知することができないときは、通知することが可能となった日以後、遅滞なく、当該満了日を通知するものとする。

(原状回復義務)

第25条 使用者は、前条第1項各号のいずれかに該当し、又は第12条第1項（第22条第3項及び第23条第4項において読み替えて準用する場合を含

む。)の規定による取消処分を受けたことにより、当該市民薬局の区画の使用を終了したときは、当該市民薬局の区画を遅滞なく、原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収することができる。

3 使用者は、設置した附帯設備（第7条第2項又は第23条第1項の規定による地位の承継により取得したものを含む。）の買取りを請求することができない。

4 前3項の規定は、使用予定者について準用する。この場合において、第1項中「使用者」とあるのは「使用予定者」と、「前条第1項各号のいずれかに該当し、又は第12条第1項（第22条第3項及び第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による取消処分を受けたことにより、当該市民薬局の区画の使用を終了したとき」とあるのは「第9条第1項の規定により設置許可を取り消されたとき」と、第2項中「使用者」とあるのは「使用予定者」と、「前項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項」と、前項中「使用者」とあるのは「使用予定者」と、「第7条第2項又は第23条第1項」とあるのは「第7条第2項」と読み替えるものとする。

（完了検査）

第26条 使用予定者又は使用者は、前条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、当該市民薬局の区画を原状に回復したときは、その原状に回復した日から10日を経過する日までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

（損害賠償）

第27条 使用予定者又は使用者は、市が設置した施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。

（報告の徴収）

第28条 市長は、事業の実施又は市民薬局の管理上必要があると認めるときは、

使用予定者又は使用者に対し、附帯設備の設置状況又は当該保険薬局の業務の執行状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第29条 市長は、事業の実施又は市民薬局の管理上必要があると認めるときは、市長の指定する者にその市民薬局の区画に立ち入り、当該保険薬局に係る業務若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す検査員証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第2条、第4条、第7条、第11条、第13条第1項及び第2項並びに第30条の規定 公布の日

(2) 第5条、第6条、第10条、第12条、第13条第3項、第14条から第16条まで、第17条から第19条まで（使用者に係る部分に限る。）、第21条（使用者に係る部分に限る。）、第22条から第24条まで及び第25条から第28条までの規定（使用者に係る部分に限る。） 平成23年7月

1日